

## ものづくり生産性向上・脱炭素促進事業補助金交付要領

### (通則)

第1条 ものづくり生産性向上・脱炭素促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年規則第20号）（以下「交付規則」という。）ならびに福井県産業労働部産業技術課所管補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）およびこの要領で定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービス開発または炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援することを目的とする。

### (補助対象者)

第3条 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（グリーン枠）」に採択された事業を実施する県内の中小企業等（以下「補助対象者」という。）。

### (申請要件)

第4条 申請においては以下の要件を満たすこととする。

(1) イ～ハに定める要件を全て満たす3～5年の事業計画を策定していること。

イ 事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加。

(被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業が制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合は、年率平均1%以上増加)

ロ 事業計画期間において、事業場内最低賃金（補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金）を地域別最低賃金+30円以上の水準にする。

ハ 事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加。

(2) 次のイまたはロに該当する事業であること。

イ 温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発

(例：省エネ・環境性能に優れた製品・サービスの開発、非石油由来の部素材を用いた製品・サービスの開発、廃棄物削減に資する製品・サービスの開発等)

ロ 炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供の方法の改善

(例：生産工程の労働生産性向上を伴いつつ脱炭素化に資する設備投資、水素・アンモニアを活用する設備導入による燃焼工程と生産プロセスの最適化、複数ラインの作業工程を集約・高効率化等)

※ ロについて、直接、設備投資に関係のない炭素生産性向上を伴う取組は、該当しない。(例：社内全体での節電対策、設備投資による間接的な炭素排出量の削減等)

(3) 3～5年の事業計画期間内に、事業場単位または会社全体での炭素生産性を年率平均1%以上増加する事業であること。

- (4) これまでに自社で実施してきた温室効果ガス排出削減の取組の有無（有る場合はその具体的な取組内容）を示すこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象者が行う新製品・新技術の試作開発および販路開拓等のために必要な別表1の経費であって、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（グリーン枠）（以下「ものづくり補助金」という）の交付決定を受けた経費の内、知事が必要かつ適当と認めるものについて予算の範囲内において交付する。なお、補助対象とする経費は、「ものづくり補助金」が認める事業開始日から令和6年3月10日までの間に契約等を行い、かつ支出したものとす

る。

2 補助対象経費の詳細については、全国中小企業団体中央会の「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金公募要領」による。

(補助上限額および補助率)

第6条 補助金の上限額および補助率は、別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするときは、交付規則第4条の規定に基づき補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 補助等交付申請書には、各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業実施計画書

二 炭素生産性向上計画及び温室効果ガス排出削減の取組状況

三 収支予算書

四 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（グリーン枠）」の交付決定通知書の写し

3 補助金の交付の申請をしようとする中小企業等は、前項の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに遅延等報告書（様式第2号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、交付規則第12条の規定に基づき、補助事業が完了した日から起算して1ヶ月以内または現会計年度の3月10日のいずれか早い日までに国補助金の確定通知書を添えて補助事業実績報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

なお、事業が完了している事業者で、国補助金の確定通知書が未達の事業者は、国補助金の確定通知書が到達次第、速やかに提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合には、交付規則第13条の規定に基づき、報告書等の書類の審査および現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに附した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付規則第15条の規定に基づき、補助金交付請求書(様式第4号)1通を知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第12条 補助事業者が補助事業により取得し、または効用の増加した財産(補助事業において製造された装置等や試作開発の成果も含む。以下、「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳(様式第3号の別紙3)を備え、その写し1通を知事に提供するとともに、管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該補助事業により取得した財産等について、第9条に定める実績報告書に取得財産等管理台帳(様式第3号の別紙3)を添付しなければならない。
- 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供することをいう。以下、同じ。)することによって収入があり、またはあると見込まれるときは、その収入の全部もしくは一部を県に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第13条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格または効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品およびその他の財産とする。

- 2 前項の財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的および減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)による。
- 3 補助事業者は、前項により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第5号)を提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前項の処分において、補助事業者が本補助事業の成果を活用して実施する事業に使用するために取得財産(設備に限る。)を転用(財産の所有者の変更を伴わない目的外使用をいう。)する場合は、処分申請書(様式第6号)を提出し、その承認を受ければ、補助事業者は転用に係る前条第4項の納付が免除される。

(無償譲渡等の条件)

第14条 試作開発の成果を本事業の目的内で無償譲渡または無償貸与する場合であって、当該成果が前条第1項の処分を制限する財産に該当する場合は、当該成果ごとに、当該成果の譲渡等を受ける者からの成果受領書(様式第7号)の写しおよび当該成果の存在を証する資料を第

12条第2項に定める取得財産等管理台帳に添付するものとする。

(産業財産権等に関する報告)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る発明、考案等に関して、補助事業年度または補助事業年度の終了後5年以内に産業財産権等を出願もしくは取得した場合および補助事業において特許権の取得に係る補助金の交付を受けた場合には、補助事業年度の終了後5年間の当該産業財産権等の取得等状況について、当該年度を含む毎年度終了後30日以内に産業財産権等報告書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(財産の帰属等)

第16条 補助事業を実施することにより産業財産権等が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属する。

(事業化の状況報告)

第17条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する県の会計年度の終了後5年間の間に、当該補助事業に係る事業化状況等について、知事から事業化状況について求められた場合には、事業化状況報告書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(帳簿等の整備)

第18条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する県の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査および調査)

第19条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた日から補助事業の完了した日の属する県の会計年度の終了後5年が経過するまでの間、知事が行う当該補助金に関する検査および調査について協力しなければならない。

(その他)

第20条 この要領に定めのない事項およびこの要領の定めにより難しい事項については、必要に応じ、別に定める。

附 則

この交付要領は、令和4年7月11日から適用する。

附 則

この交付要領は、令和5年6月21日から適用する。

別表1 補助対象経費

## 補助対象経費

経費区分	種別(費目)
機械装置・ システム構築費	① 機械・装置、工具・器具(測定工具・検査工具、電子 計算機、デジタル複合機等)の購入、製作、借用に要 する経費 ② 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・ 情報システムの購入・構築、借用に要する経費 ③ ①もしくは②と一体で行う、改良・修繕又は据付けに 要する経費
技術導入費 上限額＝補助対象経費総額の 1/3	本事業遂行のために必要な知的財産権等の導入に要する 経費
専門家経費 上限額＝補助対象経費総額の 1/2	本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費
運搬費	運搬料、宅配・郵送料等に要する経費
クラウドサービス利用料	クラウドサービスの利用に要する経費
原材料費	試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する 経費
外注費 上限額＝補助対象経費総額の 1/2	新製品・サービスの開発に必要な加工や設計(デザイ ン)・検査等の一部を外注(請負・委託等)する場合の 経費
知的財産等関連経費 上限額＝補助対象経費総額の 1/3	新製品・サービスの開発成果の事業化にあたり必要とな る特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続 き代行費用や外国特許出願のための翻訳料などの知的財 産権等取得に関連する経費

別表2 補助上限額および補助率

補助上限額・補助率

項目	ものづくり生産性向上・脱炭素促進事業補助金
補助対象基準額 (上限)	3,000万円
補助 上限額	500万円
補助率	1/6以内

※国および県以外の団体から当該事業に対し、補助を受けている場合は、以下により補助額を算出する。

※補助額について、千円未満については切り捨てとする。

(県補助額) =

$$\left( (\text{補助対象事業額}) - (\text{国補助額}) - (\text{国および県以外の団体からの補助額}) \right) \div 2$$